

# 第 1 1 回総会議事録

(令和 3 年 5 月 2 5 日開催)

横浜市南西部農業委員会

## 横浜市南西部農業委員会 第11回総会議事録

- 1 日時及び場所  
令和3年5月25日（火） 午後2時00分開会 午後4時40分閉会  
戸塚区役所 8階大会議室A・B
- 2 出席及び欠席委員の氏名  
委員総数 25名 出席委員 25名  
（農業委員14名、農地利用最適化推進委員11名）  
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目  
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名  
なし
- 5 議事の要領  
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

○議長 第11回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は25名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第11回総会を開会いたします。議事録署名人は、福本清委員と野渡リツ子委員にお願いします。

○議長 本日は、梶尾市会議員、山浦市会議員の2名が傍聴に見えております。

○議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第1号議案第2号を朗読>

○北村委員 議案の詳細については、小宮推進委員から説明します。

○小宮推進委員 汲沢中学校から南西へ約450mの農振白地1筆です。経営移譲のため贈与するものです。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第2号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

○議長 総員挙手と認め、第1号議案第2号については、許可と決定します。

○議長 次に第2号議案『農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第2号議案第2号を朗読>立地基準については第2種に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにて資力があることを確認しています。他法令については、特定都市河川浸水被害対策法第9条の許可は不要であることを確認済みです。

○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

○遠藤推進委員 飯田北いちょう小学校から北西へ約500mの農振白地3筆です。申請者が野球練習場を整備し、団体に賃貸するものです。申請地の北側、東側、南側は畑で、西側は畑と、一部が道路と接しています。練習で使用する転圧エリアの周囲は、単管パイプの支柱を立て、グラウンド防球ネットを設置します。また、非転圧エリアの周囲および転圧エリアの西側部分に土留鋼板を埋設し、自然浸透と併せて雨水を処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○安西健一委員 グラウンドはどのように整備するのか。

◆事務局 シートバッティングする内野部分を除き転圧をかける予定です。

○安西健一委員 転圧をとのこことだが、周辺の畑に転圧により細かくなった土埃が舞い上がり、葉物野菜等への影響を及ぼすような形質の土ではないか確認をお願いしたい。

◆事務局 現状の土を転圧するため問題はありません。

○奥村委員 街区公園より小さいようだが、ここで練習できるのか、他に選定できなかったのか。

◆事務局 女子中学生のチームの練習場で、他に専用のグラウンドは所有していません。公式戦は会場が使えたりもするが、この申請地ではトスバッティングやキャッチボール等の練習場として利用する予定です。

○議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第2号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案第2号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第2号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○青木委員 議案の詳細については金子推進委員から説明します。

○金子推進委員 県立横浜ひなたやま支援学校から北東に約500mの調整白地1筆です。譲受人が資材置場に整備し賃借するものです。申請地の東側は道路、西側は畑、南側は宅地及び道路、北側は宅地です。周囲は東側及び南側の出入り口部分を除き、コンクリートブロック1段で囲います。場内は碎石敷とし、一部ぬかるみ等防止のため鉄板を敷く計画です。雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第2号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願い

いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第2号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第3号を朗読。>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

○小宮推進委員 影取北公園から東に約300mの農振白地6筆です。譲受人が土地を購入し資材置場に整備するものです。申請地の東側、西側、南側は道路、北側は畑です。周囲は既設の柵を使用します。場内は砕石敷とし、雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第3号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第3号については、許可相当と決定します。

○議長 ここで傍聴されていましたが、梶尾市会議員、山浦市会議員が退室します。

(梶尾市会議員、山浦市会議員退室)

○議長 次に第4号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第5号を朗読>

○田中推進委員 横浜農業協同組合舞岡支店の敷地内の調整白地3筆です。45年前に申請地を取得した際からコンクリート舗装の駐車場及び倉庫として利用されており現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第5号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第6号を朗読>

○高橋孝至委員 新戸塚病院から北へ約300mの調整白地4筆です。少なくとも20年前から工場及び資材置場として利用し、現在建物は建っていませんが、砂利敷地で農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第6号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第7号を朗読>

○安西健一委員 下和泉小学校から北東へ約600mの農振白地3筆です。12年前から駐車場及び資材置場として利用し、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第7号については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案第1号を朗読>。

○横山委員 議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。

○安西勤推進委員 和泉小学校から北へ約250mの農用地外計3筆3団地です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第1号については、承認と決定します。

○議長 次に第6号議案『相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案第7号を朗読>

○青木委員 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

○相澤推進委員 三ツ境小学校から南東に約400mの生産緑地4筆1団地です。ネギ、きゅうり等の露地野菜及びキウイを栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第7号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第8号を朗読>

○矢島委員 金井公園から北西へ約320mの農振白地3筆です。ジャガイモやナス、キュウリ、スイカ等露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

ます。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第8号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第9号を朗読>

○北村委員 議案の詳細について、田谷町については矢島委員から、小雀町については小宮推進委員から説明します。

○矢島委員 田谷町は稲作をしており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○小宮推進委員 影取北公園から東に約300mの農振白地ほか6筆3団地です。ナス、ピーマンなどの露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第9号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第10号を朗読>

○青木委員 県立瀬谷西高等学校から南西に約600mの生産緑地1筆です。ジャガイモやインゲン等の露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第10号については、承認と決定します。

○議長 第6号議案第11号は青木委員に関連する案件です。青木委員の退室をお願いします。

(青木委員 退室)

◆事務局<第6号議案第11号を朗読>

○高橋功委員 県立瀬谷西高等学校から南西に約700mの生産緑地3筆1団地です。玉ネギやキュウリ等の露地野菜を栽培及びブドウ育成中で、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第11号については、承認と決定します。

○議長 青木委員の入室をお願いします。

(青木委員 入室)

◆事務局<第6号議案第12号を朗読>

○安西八幸委員 新橋小学校から南に約400mの調整白地12筆1団地です。エダマメ等の露地野菜及び栗を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第12号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第13号を朗読>

○田中推進委員 市営地下鉄舞岡駅から南西へ約240mの農振白地及び農用地の2団地計6筆です。梅や夏みかん、小松菜やほうれん草等を栽培。越境したカエデの枝の選定、下草の清掃を指導し、肥培管理は概ね良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第13号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第14号を朗読>

○福本委員 笹下釜利谷道路沿い釜利谷交番から北東へ約300mの生産緑地2筆です。トマト、キュウリなどの施設野菜を中心に栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第14号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第15号を朗読>

○森委員 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。

○門倉推進委員 横浜泉郵便局から北東に約400mの農用地ほか11筆2団地です。露地野菜及び施設野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第15号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第15号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第16号を朗読>

○北村委員 小雀小学校から東に約100mの農用地ほか20筆6団地です。稲のほか、カボチャやピーマンなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第16号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第16号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第17号を朗読>

○北村委員 小雀小学校から東に約400mの農用地2筆1団地です。トマトやキュウリなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第17号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第17号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第18号を朗読>

○北村委員 議案の詳細について、深谷町は小宮推進委員から、和泉町は安西健一委員から説明します。

○小宮推進委員 深谷台小学校から東に約50mの生産緑地ほか10筆7団地です。枝豆やトウモロコシなどの露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○安西健一委員 和泉町について肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第18号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第18号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第19号を朗読>

○内田推進委員 小菅ヶ谷四丁目第二公園から北西へ約240mの生産緑地2団地7筆。トマトやキュウリ、ハウレンソウ等露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第19号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第19号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第20号を朗読>

○北村委員 影取北公園から西に約50mの生産緑地4筆1団地です。柿や里芋などを栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第20号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第20号については、承認と決定します。



◆事務局<第6号議案第21号を朗読>

○福本委員 釜利谷南公園から東へ約100mの生産緑地1筆です。ジャガイモ、インゲン、トマト、ナス等露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○根本推進委員 生産緑地であるのに、300㎡を下回っているが、どうなのか。

◆事務局 納税猶予を受けた後に、地積更生があり300㎡を下回ったもの。また、所有者が異なる隣接地と一団の生産緑地の指定を受けている。

○議長 他にご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第21号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第21号については、承認と決定します。

○議長 次に第7号議案『造成工事の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第7号議案第1号を朗読>

○高橋功委員 上瀬谷小学校東側交差点から北東に約350mの農用地1筆です。排水改善のため最大2mの土の入換えです。工期は令和3年5月26日から令和3年9月30日の予定です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第7号議案第1号については、承認と決定します。

◆事務局<第7号議案第2号を朗読>

○高橋功委員 上瀬谷小学校東側交差点から北東に約650mの農用地2筆です。田畑転換のため最大2mの盛土です。工期は令和3年5月26日から令和3年11月30日の予定です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第7号議案第2号については、承認と決定します。

◆事務局<第7号議案第3号を朗読>

○高橋功委員 上瀬谷小学校東側交差点から北東に約650mの農用地3筆です。田畑転換のため最大2mの盛土です。工期は令和3年5月26日から令和3年11月30日の予定です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第7号議案第3号については、承認と決定します。

○次に第8号議案『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第8号議案第2号を朗読>

○青木委員 主たる従事者の故障です。東野中学校から西へ約300mの2筆です。主たる従事者は中学卒業と同時に農業に従事し、露地野菜を卸売市場に納めていました。病により2年ほど前から耕作が難しくなり、申請に至りました。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第2号については、承認と決定します。

○議長 次に第9号議案『農地法第3条の規定に基づく許可取消願について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第9号議案諸2号を朗読及び説明。>

新橋小学校から北西へ約300mの調整白地5筆です。学校法人が運営する幼稚園の農体験の場として購入する計画で令和2年12月に許可したのですが、譲渡人の都合により売買契約を解除したため、許可の取消しを願い出たものです。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案諸2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第9号議案諸2号については、承認と決定します。

○議長 次に第10号議案『令和3年度生産緑地追加指定申出地区の農地等への該当について』を審議します。

○議長 第10号議案第2005号は間邊推進委員に関連する案件です。間邊推進委員の退室をお願いします。

(間邊推進委員 退室)

◆議長 それでは事務局の説明をお願いします。

◆事務局 生産緑地の追加指定にあたり、横浜市から農業委員会に農地性について、照会されているものです。個々の案件については、南部農政事務所農政推進担当から説明します。

◆南部農政事務所 <第10号議案第2005号を説明。>

○福本委員 笹下釜利谷道路上中里交差点から北西に約100mの2筆です。既存の生産緑地と一体化するものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第10号議案第2005号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第10号議案第2005号については、承認と決定します。

○議長 間邊推進委員の入室をお願いします。

(間邊推進委員 入室)

◆南部農政事務所<第9号議案第2001号を朗読。>

○安西八幸委員 名瀬町南公園から南西に約200mの1筆です。緑地機能を補完するものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第10号議案第2001号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第9号議案第2001号については、承認と決定します。

◆南部農政事務所<第10号議案第2003号を朗読。>

○矢島委員 長尾台公園から西に約150mの3筆です。既存の生産緑地と一体化するものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第10号議案第2003号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第10号議案第2003号については、承認と決定します。

○議長 第10号議案第2004号は安西健一委員に関連する案件です。安西健一委員の退室をお願いします。

(安西健一委員 退室)

◆南部農政事務所<第10号議案第2004号を朗読。>

○横山委員 泉が丘公園から北東に約150mの1筆です。既存の生産緑地と一体化するもので。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第10号議案第2004号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第10号議案第2004号については、承認と決定します。

○議長 安西健一委員の入室をお願いします。

(安西健一委員 入室)

◆南部農政事務所<第10号議案第2002号を朗読。>

○青木委員 瀬谷柏尾道路相沢交差点から東に約150mの一筆です。既存の生産緑地と一体化するものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。  
第10号議案第2002号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第10号議案第2002号については、承認と決定します。

○議長 第10号議案第91100号は金子推進委員に関連する案件です。金子推進委員の退室をお願いします。

(金子推進委員 退室)

◆南部農政事務所<第10号議案第91100号を朗読。>

○高橋功委員 横浜市立二つ橋高等特別支援学校から南西に約80mの1筆です。土地区画整理事業による、換地により既存の生産緑地の位置区域変更。農地造成済みで作付可能です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第10号議案第91100号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第10号議案第91100号については、承認と決定します。

○議長 金子推進委員の入室をお願いします。

(金子推進委員 入室)

○議長 次に第11号議案『農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について』を審議します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局 横浜市南西部農業員会農地パトロール利用状況調査実施要領及び遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定に基づき、今年度は5月から11月の期間に調査を実施します。実際の利用状況調査の実施については、例年農振農用地区域は、事務局及び市職員で全筆調査後、違反転用地や荒廃農地など課題のある土地について、担当地区委員の皆さまに確認をお願いしています。また、農振農用地区域以外の農地については、担当地区委員の皆さまに現地確認の中で問題のある土地について報告していただいております。具体的な日程等については、7月の総会で依頼させていただきます。

○議長 この件についてご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第11号議案『農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について』について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第11号議案については、承認と決定します。

議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

◆事務局 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

◆事務局 報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

◆事務局 報告事項第5号 農業経営改善計画の認定について

○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。

○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

◆事務局 『認定新規就農者の参入概要について』

◆事務局 『法人の参入概要について』

◆事務局 『横浜チャレンジファーマーの参入概要について』

その他情報提供・事務連絡を行う。

○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありますか。

○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第11回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時40分

6 会議に出席した関係者の氏名  
別添出欠状況表のとおり

7 その他議長において必要と認める事項  
なし

## 令和3年5月25日開催 第11回総会出欠状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	議事録署名人
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	議事録署名人
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、山内技術職員、栗林事務職員  
 山本（玲）事務職員、福土技術職員、鈴木事務職員  
 南部農政事務所 野木係長、澤事務職員  
 梶尾市会議員、山浦市会議員

議決事件及び審議結果

議案事件		審議結果	摘要
第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請 に対する処分について	2号	許可	
第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	2号	許可相当	
第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	2号 3号	許可相当 許可相当	
第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用 指針に基づく非農地証明について	5号 6号 7号	承認 承認 承認	
第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明 について	1号	承認	
第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業 経営を行っている旨の証明について	7号 8号 9号 10号 11号 12号 13号 14号 15号 16号 17号 18号 19号 20号 21号	承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第7号議案 農地造成工事の承認について	1号 2号 3号	承認 承認 承認	
第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者に ついての証明について	2号	承認	
第9号議案 農地法第3条の規定に基づく許可 取消願について	諸2	承認	
第10号議案 令和3年度生産緑地追加指定申出地区の 農地等への該当について	2005 2001 2003 2004 2002 91100	承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第11号議案 農地法第30条の規定に基づく 農地利用状況調査について		承認	